

## 山元町監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により、令和4年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年3月10日

山元町監査委員 齋藤 忠裕  
山元町監査委員 阿部 均

### 令和4年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により下記のとおり報告します。

なお、本監査は山元町監査基準に準拠して実施しました。

### 記

#### 1 監査実施時期及び対象課等

月 日	対 象
2月 2日（木）	上下水道事業所・建設課
2月 6日（月）	農業委員会事務局・商工観光交流課・農林水産課
2月 8日（水）	現地（事業関係）

#### 2 監査の実施内容及び着眼点

職員が「行政」「財政」に関する現状分析をどのような認識で捉え職務を全うしているかについて、次に掲げることがを主眼とし関係責任者等から説明を受け、質疑及び現地確認により監査を実施した。

- (1) 前回の監査で指導及び指摘した事項は改善されたか。
- (2) 監査時点で予算の執行は、計画的かつ効率的に執行されているか。
- (3) 事務処理は能率的・効率的に行われていたか。
- (4) 各種証拠書類等の整理は適正に行われているか。
- (5) 各課等間の連携・整合性がとれているか。

#### 3 前回の指摘事項

なし

#### 4 監査の結果

事務処理等についてはおおむね適正に執行されていると認められた。

なお、指摘事項は特にないが、次の点について留意されたい。

##### (1) 下水道事業について

現在の下水道事業会計は、所管省庁の違いから特定環境保全公共下水道事業（特環）と農業集落排水事業（農集排）に二つのセグメントに区分して会計処理を行っ

ている。

令和4年度の農集排決算見込みは黒字になるものの、資金不足が見込まれ、特環から資金を借入して事業を行う見通しとなっている。

当該事業の資金不足の要因は、東日本大震災に起因した人口減少や令和2年度から農集排の一部事業を特環に編入したことによる受益者の激減が大きく、今後も回復は見込めず、資金不足が膨らむ一方である。

将来の見通しが明らかになったことは、セグメント管理の効用でもあるが、持続可能な下水道事業経営のため、特環と一本化して事業を効率化したほうがよいと考える。

なお、下水道事業を一本化としても、農集排の企業債等の負債を引き継ぐことになるので、長期的な展望で解消策を検討する必要がある。

## (2) 農業委員会について

東日本大震災以降の、本町における農業を取り巻く環境は大きく変化しており、農業委員、農地利用最適化推進委員は、複雑多様化してきている農業者の相談等に応じている。

今後においても、農業委員等の果たす役割は大きいと考えられることから、さらに一段と発信力を高め、本町における農地利用の最適化を推進するなど、農業施策に資することを期待するものである。